

◎新潟県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市長沢字下夕江356番2から 同市長沢字古戸346番5まで	新	5.0～20.4メートル	133.1メートル
	旧	(A)4.7～17.0メートル	131.7メートル
		(B)5.0～14.8メートル	146.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。